

## 民生環境常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第101号 令和5年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費	1項 総務管理費 3項 戸籍住民基本台帳費	3目24節社会福祉基金積立金、5目、6目、9目
3款 民生費 4款 衛生費	全部 1項 保健衛生費 2項 清掃費	13目を除く
7款 商工費 第2条 債務負担行為の補正	1項 商工費	7目 老人福祉センター馬淵荘等指定管理料、老人福祉センター南郷等指定管理料、身体障害者更生館指定管理料、総合福祉会館指定管理料、児童館指定管理料、子ども家庭見守り・訪問支援事業業務委託料、休日夜間急病診療所指定管理料

- 議案第105号 令和5年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第110号 令和5年度八戸市霊園特別会計補正予算
- 議案第111号 令和5年度八戸市介護保険特別会計補正予算
- 議案第112号 令和5年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算
- 議案第113号 令和5年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第117号 八戸市市民保養所条例を廃止する条例の制定について
- 議案第118号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第126号 指定ごみ袋の買入れについて
- 議案第149号 指定管理者の指定について  
(総合福祉会館)
- 議案第150号 指定管理者の指定について  
(なんごうグリーンタウン集会施設)
- 議案第151号 指定管理者の指定について  
(旭ヶ丘会館)
- 議案第152号 指定管理者の指定について  
(根城コミュニティセンター)
- 議案第153号 指定管理者の指定について  
(中居林コミュニティセンター)

- 議案第154号 指定管理者の指定について  
(南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター南郷)
- 議案第155号 指定管理者の指定について  
(老人いこいの家臥牛荘ほか5施設)
- 議案第156号 指定管理者の指定について  
(身体障害者更生館)
- 議案第157号 指定管理者の指定について  
(中央児童会館ほか14施設)
- 議案第158号 指定管理者の指定について  
(休日夜間急病診療所)

● 陳情審査

- 令和5年陳情第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める  
陳情

[民生環境協議会]

- 所管事項の報告について
- 1 物価高騰重点支援給付金について
  - 2 八戸市手数料条例の一部改正(案)の概要について

## 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、本市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律「第 3 条第 11 項」が「第 3 条第 10 項」に改正されたことに伴い、八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で引用している関係法令の条項ずれを改めるもの。
- (2) 特別利用保育の基準及び特別利用教育の基準に関する規定について、読替規定を改めるもの。

### 3 施行期日

公布の日

## 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料の額を定めるためのもの。

## 2 改正内容

旅館業法の一部改正により、旅館業を譲渡する場合における地位の承継制度が設けられたことに伴い、旅館業を譲渡する場合における地位の承継の承認申請に係る審査手数料を定めるもの。

名 称	現 行	改 正
旅館業営業者地位 承継承認申請手数料	相続、法人の合併・分割に係 る承継の承認申請に係る審 査手数料  1件につき7,400円	<u>事業譲渡</u> 、相続、法人の合 併・分割に係る承継の承認申 請に係る審査手数料  1件につき7,400円

## 3 施行期日

公布の日から

## 八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における旅館・ホテル営業等の施設の設置場所に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのもの。

### 2 改正内容

旅館業法の一部改正により、旅館業を譲渡する場合における地位の承継制度が設けられたことに伴い、譲渡による地位の承継承認の審査に当たっての旅館・ホテル等の設置場所の規定について、相続等の審査の規定と同一の規定を設けるもの。

### 3 施行期日

公布の日から

議案第 121 号

## 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1. 改正理由

子ども医療費給付条例の一部改正（令和 6 年 1 月 1 日施行）に伴い、子ども医療費の給付に係る保護者の所得制限が撤廃されることから、国民健康保険において実施している子ども医療費の給付の所得制限を超えた場合の本市の保護者に対する乳児の一部負担金の支払の免除が不要となるため、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

現在、本市の子ども医療費の給付に係る保護者の所得制限超過により子ども医療費助成対象外となる乳児の一部負担金を免除（保険給付）しているが、この所得制限が撤廃され、子ども医療費助成の対象となることから、施行期日以後は、本市の子ども医療費助成の対象外となる特別の事情（一時保護検討者、保護者がDV等支援措置者等）を有する乳児のみ、一部負担金の免除対象とするものである。

### 3. 施行期日等

- (1) この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- (2) 改正後の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

## 議案第122号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するとともに、その届出について規定の整備をするためのものである。

### 2 改正内容

○当市の国民健康保険税は基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）、介護納付金課税額（介護分）からなり、それぞれについて所得に応じた所得割額、人数に応じた均等割額及び世帯ごとの平等割額の合計額を課税している。また低所得世帯については均等割額・平等割額の軽減措置（7・5・2割軽減）を講じている。

○令和6年1月より、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産被保険者に係る保険税のうち産前産後4か月分（多胎の場合は6か月分）の所得割額及び均等割額を減額する。低所得世帯の軽減措置を受けている世帯に属する出産被保険者については、低所得世帯軽減後の金額から減額する。

対象者	国民健康保険の被保険者で、令和5年11月以降に出産する予定(又は出産した)の方 ※対象となる「出産」とは妊娠85日以降の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産も対象。
対象期間	令和6年1月分以降に相当する保険税のうち、産前産後の4か月分(多胎妊娠の場合は6か月分)
軽減対象	出産被保険者に係る ①所得割額、②均等割額

単胎・・・出産予定日の前月から翌々月  
まで(4か月分)

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
【単胎】			軽減	軽減	軽減	軽減	
【多胎】	軽減	軽減	軽減	軽減	軽減	軽減	

多胎・・・出産予定日の3か月前から翌々月  
まで(6か月分)

### 3 費用負担

公費（国2分の1、県4分の1、市4分の1）

### 4 施行期日

令和6年1月1日から施行する。

○民生環境常任委員会付託

番 号	令和5年陳情第3号	受理年月日	令和5年9月4日
件 名	健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情		
提 出 者	八戸市類家3丁目1-8 八戸民主商工会 会長 小萩沢 光一		
紹介議員			
要 旨			
<p>現行の保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化するマイナンバーカード法等改定案が第211回通常国会で成立しました。</p> <p>しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行交付すると定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条個人の尊重に反しています。</p> <p>健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており生命に関わる問題として不安が広がっています。</p> <p>マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。</p> <p>こうした趣旨から、以下のことを陳情します。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。</li></ul>			

## 令和5年陳情第3号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める 陳情について

### 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラであり、このインフラを活用し、国民は健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関等を受診することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となるほか、医療機関等及び保険者にとっても様々なメリットが期待されている。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進するため、令和6年秋の保険証廃止を目指している。

### 2 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

- 患者自身の直近の資格情報を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供することができる。
- 自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）。
- 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる。

### 3 これまでの経過

令和元年5月22日	健康保険法等の一部改正法公布（施行期日：R2.10.1） ・医療機関等受診の際、マイナンバーカードにより資格確認を受けることを規定
令和3年10月	オンライン資格確認等システム本稼働
令和5年6月9日	マイナンバー法等の一部改正法公布 （施行期日：交付の日から1年6月以内（R6.12.8）の政令で定める日） ・保険証の廃止 ・被保険者がマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合は、世帯主に対して資格に係る情報を記載した書面（資格確認書）を交付する。 ・資格証明書を廃止し、代わりに「特別療養費を支給する旨の通知」を行う。
令和5年8月8日	デジタル庁が「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の最終とりまとめを公表
令和5年8月24日	第166回社会保障審議会医療保険部会開催 ・資格情報を記載した文書「資格情報のお知らせ」を交付する方針

令和5年12月12日	<b>マイナンバー情報総点検本部（第5回）開催</b> ・データの総点検結果を公表 ・首相が令和6年秋に現行の保険証を廃止しマイナ保険証に切り替える方針を改めて表明
------------	------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4 現時点での国の対応方針

国は、「現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組む。そのため、令和6年秋までに、データの総点検と修正作業、医療現場での負担の取扱いなど窓口対応の円滑化、マイナンバーカードや資格確認書の取扱い環境の整備などの措置を完了させていく。」としている。

⇒ 令和5年12月12日、首相は、予定通り令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する方針を表明した。

#### 5 一体化に当たったの取組み

##### (1) データの総点検

○進捗状況：全3,411保険者のうち1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。(8/1現在)

⇒ (12/12 総点検結果を公表)

・点検対象約1,571万件について本人確認を終了し紐付け誤りを解消。

○点検結果：異なるマイナンバーが登録された事例を1,069件確認。このうち薬剤情報等が閲覧された事例が5件確認されている。(8/1現在)

⇒ (12/12 総点検結果を公表)

	点検件数	紐付け誤り		閲覧された件数
		件数	割合	
総点検 総点検対象全事務	約8,208万件	8,351件	0.01%	232件
うち健康保険証		1,142件	0.007%	9件
先行実施分／健康保険証	約1,571万件	7,553件	0.05%	13件
健康保険証 合計		8,695件	0.06%	22件

※参考：総点検対象全事務の対象件数約8,208万件のうち、8,206万件(99.9%)の本人確認作業が終了。未了分は障害者手帳情報の一部1.5万件で、現在本人確認作業を継続中であり、12月中に終了の見込。

⇒ 住民基本台帳情報との突合

・健康保険証については、保険者による総点検に加え、登録済データ全件について住民基本台帳情報との突合を実施。不一致データが11月下旬以降保険者に送付され、現在、保険者が確認作業を行っている。

・不一致の内容に応じて情報の閲覧が停止されており、保険者の確認により本人確認ができたものについては、順次閲覧の停止を解除する。

(令和6年2月末までに情報閲覧停止を解除することを目指している。)

・不一致データ数 約139.3万件(このうち約450件が誤登録と推計)

- 完了時期：令和5年11月末までの点検完了を目指している。
- 再発防止策：申請事務において申請者本人にマイナンバーを申請・確認していただくことを制度上も徹底するとともに、制度管理側でも正しい紐付け事務が行われるよう徹底するなど、再発防止のための仕組み作りを行っていく。

⇒ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）照会システムの改修

- ・マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本4情報または性別以外の3情報(制度上性別を保有していないものの場合)により行うこととし、J-LIS照会システムの改修を実施。
- ・12月18日より、照会システムについて改修後の機能を順次適用する。(市町村は令和6年度早期の適用を予定)

(2) 医療現場窓口の円滑化

- 保険者によるデータ登録の遅れや医療機関等の機器不良等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない場合の取扱い
  - ・被保険者資格申立書の記入をもって、患者が申し立てた自己負担分の支払いを求めること及びその際の診療報酬の請求方法等を示した。(R5.7.10通知)

(3) マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備

- ① 代理交付の活用ができるケースを従来より幅広く拡充・明確化
- ② 施設等でのマイナンバーカードの管理
  - ・「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成し、マイナンバーカードの管理について取扱いの留意点等を示した。(R5.8.7事務連絡)
- ③ 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付
  - ・暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定。
  - ・マイナポータル等暗証番号が必要なサービスは利用できないが、医療機関・薬局の受診等には利用可能。
  - ・患者本人の同意に基づき、過去の受診、薬剤情報を、医療機関・薬局に提供することが可能。

⇒ 令和5年12月15日導入開始

(4) 保険証廃止後の資格確認書等の取扱い

① 「資格確認書」の交付

- 交付対象：マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に交付する。
  - ・マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
  - ・マイナンバーカードを取得していない方
  - ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録（マイナ保険証）を行っていない方
  - ・ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合

○交付方法

- ・原則、申請により交付
- ・ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付
- ・マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者（介護高齢者、障害者等）で、継続的に必要と見込まれる場合は、更新時に申請によらず交付

○有効期間等

- ・5年以内で保険者が設定
- ・様式はカード型（はがき型を含む）、材質は紙又はプラスチック

②「資格情報のお知らせ」の交付

- ・新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付。
- ・単体での受診不可。マイナ保険証と合わせて携帯する。
- ・交付対象者など運用の詳細は今後調整する方針。

③ 改正法の施行前に最後に発行する保険証の有効期限

- ・改正法の施行日から起算して1年間は使用可能となる有効期限を設定するよう、国民健康保険保険者に対し配慮を依頼。（R5. 8. 22Q & A）

### 1) マイナンバーカード交付状況 (総務省HPより)

	全国	青森県	八戸市
人口 (R5. 1. 1 時点)	125, 416, 877	1, 225, 497	221, 229
保有枚数 (R5. 11. 30 時点)	91, 364, 630	904, 339	157, 232
人口に対する保有枚数率	72. 8%	73. 8%	71. 1%

### 2) マイナンバーカード保険証利用登録状況 (マイナ保険証)

#### ○八戸市国保加入者

時点	登録者数	被保険者数		登録率
R5. 10. 11	24, 446	42, 446	(R5. 9 月末)	57. 59%

※マイナンバーカードの保険証利用申込 (初回登録) 状況が、四半期ごとに保険者へ提供される。

#### ○全国 (デジタル庁公表数値)

時点	登録者数	登録率
R5. 11. 26	71, 698, 865	73. 90%

### 3) マイナ保険証対応の医療機関 (厚労省HPより)

R5. 11. 26 時点

	全国	青森県	八戸市
医科 (病院)	7, 947	89	21
医科 (診療所)	79, 131	614	137
医科 計	87, 078	703	158
歯科	58, 705	455	88
薬局	58, 818	602	123
運用機関数 計	204, 601	1, 760	369
参加率	89. 1%	93. 8%	89. 6%

### 4) 医療機関におけるマイナ保険証の利用状況 (全国)

R5. 10. 27 第 169 回社会保障審議会資料より

R5. 4 月	R5. 5 月	R5. 6 月	R5. 7 月	R5. 8 月	R5. 9 月
6. 3%	6. 0%	5. 6%	5. 0%	4. 7%	4. 5%

## 物価高騰重点支援給付金について

### 1. 概要

11月2日、閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合対策」において、物価高で厳しい状況にある生活者への支援として、低所得世帯に対する追加給付が決定したことから、国の「重点支援地方交付金」を活用し、住民税非課税世帯を対象に現金を給付するもの。

### 2. 対象世帯・見込世帯数

令和5年12月1日（基準日）において当市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯 31,000 世帯

### 3. 給付額

1世帯あたり7万円

### 4. 給付方法

基本的に、直近の給付金（非課税世帯等物価高騰対策支援給付金）に準じる。

直近の給付金		今回（7万円）の給付方法
(1) 世帯主口座への振込	⇒	手続不要（同じ口座へ振込） 約 27,400 世帯
(2) その他 ・代理受給など、世帯主口座以外への振込 ・窓口受取など、銀行振込以外	⇒	手続必要（これまでの給付方法と同じ） ①市から対象世帯へ確認書送付 ②対象世帯から市へ確認書返送 ③市から対象世帯へ希望する方法で給付

### 5. スケジュール（予定）

令和5年	12月下旬	手続が不要の世帯へ「給付のお知らせ」送付
令和6年	1月中旬	手続が必要な世帯へ「確認書」送付
		順次、給付開始
	4月上旬	受付終了・給付終了

## 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、当該政令に基づき手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額を定めている八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- （1）本籍地以外における戸籍（除籍）証明書交付手数料の追加
- （2）戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料の追加
- （3）その他所要の改正

### 3 施行期日

この条例は、令和6年3月1日より施行する。